

▶委託事業開始のお知らせ

下記の通り「沖縄県障がい者 IT サポートセンター事業」業務を沖縄県より委託を受けました。

委託期間：平成 30 年 8 月 1 日～平成 31 年 3 月 31 日

場 所：障がい者 IT サポートおきなわ内

沖縄県障害者ITサポートセンター運営事業実施要綱

1 目的

障害者等の情報通信技術(IT)の利用機会や活動能力の格差是正を図るための総合的なサービス提供拠点として、沖縄県障害者ITサポートセンターを設置・運営をする。

2 実施主体

実施主体は、沖縄県(以下「県」という。)とする。

なお、県は、全部又は一部について適当と認められる法人に委託することができる。

3 事業内容

沖縄県障害者ITサポートセンターは、次の事業を行うものとする。

(1) IT活用の支援

IT活用の支援を行うため、以下の活動を行う。

ア. ITに関する利用相談

パソコン等情報通信機器の利用方法や支援機器の提案、パソコン利用によるテレワーク等の就労相談等の相談に応じる。

イ. IT支援員(ボランティア)の養成及び派遣

障害者等に対し、パソコン機器等の使用に関する支援を行うパソコンボランティアを養成し、派遣を行う。

ウ. ITホームティーチャーの養成及び派遣

外出困難な重度障害者への支援ができるように、自宅においてパソコン機器等の使用に関する講習を実施できるホームティーチャーを養成し、派遣を行う。

エ. IT支援員等と利用者のマッチング

支援を行うIT支援員と利用者とのマッチングを行い、利用ニーズの把握や関係調整などを行う。

オ. ITに関する障害者の就労支援

ホームページ上の広報等により就労事例、障害者が請け負い可能な業務等を紹介する。

(2)テレワークの推進

障害者のテレワークを推進するため、セミナーの開催や情報提供等を行う。

ア. セミナー等の開催

テレワークに関するセミナーや勉強会を開催し、先進事例の紹介や必要な知識技術の普及啓発を行う。

イ. テレワークに関する情報提供

テレワーク希望者やその保護者等を対象に、模擬的なテレワークの場の提供や必要なスキル、周辺機器等に関する情報提供を行う。

4 留意事項

(1)IT活用の支援

ア. 障害者等からのあらゆる相談に応じられるよう、関係団体、民間企業等と連携を密にするとともに、ITに関する情報収集に努めなければならない。

イ. パソコン等情報通信機器の体験実習が効果的に行うとともに、インターネット等を活用し、ITに関する情報提供に努めなければならない。

(2)テレワークの推進

ア. テレワークを推進するため、先進事例の把握や業務開拓に努めなければならない。

イ. 障害者のニーズに応じ、テレワークを含めた多様な働き方の実現に向けて、就労に関する必要な情報収集に努めなければならない。

附 則

この要綱は平成 30 年6月1日から施行する。

▶当面（準備期間）の事業運営予定

8月 事業の開始

2名の職員配置のうち1名（ITサポートコーディネーター）を求人

事業内容の周知

ホームページ及びリーフレットの作成作業

展示・体験コーナーの整備（障がい者ITサポートおきなわ事務所内）

9月 ITサポートコーディネーター採用

職員実地研修

ホームページ運用開始

相談支援の受付開始

10月 キックオフイベント（windowsのアクセシビリティ講習会）